

# 石川県公報

平成 26 年 7 月 25 日

第 1 2 7 1 7 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

目		次	
公 告		選挙管理委員会	
○政府調達に関する協定に係る入札公告 (人 事 課)	1	○政治団体の届出の公表	11
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	3	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	11
○政府調達に関する協定に係る入札公告 (農業政策課)	4	○政治団体の解散の届出の公表	11
○公共測量実施公告 (監 理 課)	10	人事委員会	
		○公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	12

## 公 告

### 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおり WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成 26 年 7 月 25 日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

(1) 借上件名及び数量

石川県給与システム機器借上 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借上期間

平成 27 年 3 月 1 日から平成 32 年 2 月 29 日まで

(4) 借上場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、月額賃借料とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 26 年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (平成 26 年石川県告示第 140 号) に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(5)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等 (個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、別途交付する入札説明書に示す入札者に要求される義務の事項について証明する書類を平成26年8月20日（水）午後5時までに、4(1)の提出場所に提出しなければならない。（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。）提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができると思われる者に限り、入札参加対象者とする。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部人事課総務事務管理室管理グループ 電話番号 076-225-1681

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成26年9月5日（金）午前11時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

- (4) 開札の日時及び場所

平成26年9月5日（金）午後1時30分 石川県庁行政庁舎8階811会議室

- (5) 競争入札参加資格の申請場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (6) 手続きにおける交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

### 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be rented

Ishikawa Prefectural salary management system application software and hardware

- (2) Period of lease

March 1 2015—February 29 2020

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 5 September 2014

(5) Contact point for the notice

General Affairs and Administration Office Personnel Division General Affairs Department Ishikawa  
Prefectural Government 1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580, Japan  
Tel 076-225-1681

---

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成26年7月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成26年7月9日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 たんぼぼ教室

3 代表者の氏名

山内 和江

4 主たる事務所の所在地

金沢市柿木島4番14号

5 定款に記載された目的

この法人は、真剣に結婚を考えている男女に対して、よき協力者、相談相手となり、さまざまな教育活動を行うことにより成婚率の向上を目指し、少子化対策に寄与することを目的とする。

---

1 申請のあった年月日

平成26年7月9日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いきいき

3 代表者の氏名

高 雅嘉

4 主たる事務所の所在地

鳳珠郡穴水町字大町口の80番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する障害者に対して自立支援と社会福祉に関する事業を行い、障害者が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

---

1 申請を受理した年月日

平成26年7月9日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 みんなの力駅西

3 代表者の氏名

市原 義昭

4 主たる事務所の所在地

金沢市北安江4丁目26番2号

5 定款に記載された目的

この法人は、日常生活における援助が必要な高齢者及び障害者に、介護サービスや自立に向けたサービスを提供し、地域での自立した生活を支援する事業を行う。また、高齢者・障害者・地域住民が共に安心して、楽しく豊かな生活ができるよう、様々な人材の育成と、地域に根ざした情報サービスを提供し、まちづくりや経済活動の活性化に関する事業を行い、地域福祉の向上・すべての人々が豊かで活力ある生活ができる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

#### 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成26年7月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 工 事 名 広域営農団地農道整備事業 能登外浦4期地区  
椎木・北浦工区 トンネル工事

(2) 工事場所 輪島市門前町椎木、飯川谷地内

(3) 完成期日 平成29年12月20日（一部債務負担行為）

(4) 工事内容及び概要

ア 施工延長 L=1,308m (No.25+65.0~No.38+73.0)

イ 幅 員 トンネル部 W=6.0 (7.0) m

明 かり 部 W=6.0 (7.5) m

ウ トンネル工 延 長 L=1,107m (No.27+19.0~No.38+26.0)

内空断面積 A=51.8㎡

工 法 NATM 補助ベンチ付き全断面工法

(5) 使用する主要な資機材

ア 吹付コンクリート 20,300㎡

イ 覆工コンクリート 6,100㎡

(6) 予定価格 3,197,329,200円（税込み）

(7) 工事の実施形態

ア 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（施工体制確認型総合評価方式）の適用工事である。

イ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後VE方式で行う。

ウ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(8) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

また、紙入札の承諾に関しては、石川県農林水産部農業政策課技術管理室に承諾願いを提出するものとする。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この工事の入札に参加することができる者は、平成26年度に石川県において締結が見込まれる建設工事の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成26年石川県告示第308号。以下「平成26年石川県告示」という。）に基づく特定入札参加資格を有すると認められた3者の建設業者（以下「構成員」という。）により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、知事によりこの工事に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、石川県が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。）でないこと。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日からこの工事の入札日までの期間に石川県建設工事請負業者の指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) この工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと (詳細は、入札説明書による。)
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係及び人的関係がないこと (資本関係又は人的関係がある者のすべてが当該建設工事共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は、入札説明書による。)
- (6) 役員 (役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。) が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者 (暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。) と認められる者でないこと。

(7) 共同企業体に必要な資格

共同企業体は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める資格要件を満たす者 3 者で構成されるものであること。

ア 代表者

次の要件をすべて満たす者であること。

(ア) 平成 25 年度に実施された建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査の結果である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (審査基準日が平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間にあるもの) における土木一式工事に係る総合評価値と石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務要領に定める平成 26 年度の主観点数との合計値である総合点数 (以下「土木一式工事に係る総合点数」という。) が 1,200 点以上であること。

(イ) 平成 11 年度以降に、元請け (共同企業体にあつては代表者に限る。) として、トンネル内空断面積 (覆工後の内空断面 (代表値)) 40㎡以上の NATM によるトンネル新設工事を施工した (施工中であるものを除く。) 実績を有すること。

(ウ) 配置予定技術者に係る事項

次に掲げる要件をすべて満たす者を専任の主任 (監理) 技術者として配置できること。

① 3ヶ月以上の雇用関係にある主任 (監理) 技術者を専任で配置できること。

② 一級土木施工管理技士等の資格を有すること。

③ 平成 11 年度以降に、トンネル内空断面積 (覆工後の内空断面 (代表値)) 40㎡以上の NATM によるトンネル新設工事に単体又は共同企業体の代表者の主任 (監理) 技術者として 1 年以上従事した (施工中であるものを除く。) 経験を有する者。

イ 構成員 1

次の要件をすべて満たす者であること。

(ア) 平成 26 年度の土木一式工事に係る総合点数が 950 点以上であること。

(イ) 平成 11 年度以降に、NATM によるトンネル新設工事を元請け (共同企業体にあつては構成員を含む。) として施工した (施工中であるものを除く。) 実績を有すること。

(ウ) 配置予定技術者に係る事項

次に掲げる要件をすべて満たす者を専任の主任 (監理) 技術者として配置できること。

① 3ヶ月以上の雇用関係にある主任 (監理) 技術者を専任で配置できること。

② 一級土木施工管理技士等の資格を有すること。

③ 平成 11 年度以降に、NATM によるトンネル新設工事に単体又は共同企業体の主任 (監理) 技術者として 1 年以上従事した (施工中であるものを除く。) 経験を有する者。

ウ 構成員 2

次の要件をすべて満たす者であること。

(ア) 平成 26 年度の土木一式工事に係る総合点数が 900 点以上であること。

(イ) 配置予定技術者に係る事項

次に掲げる要件をすべて満たす者を専任の主任 (監理) 技術者として配置できること。

① 3ヶ月以上の雇用関係にある主任 (監理) 技術者を専任で配置できること。

② 一級土木施工管理技士等の資格を有すること。

なお、代表者、構成員 1 及び構成員 2 において、配置予定の技術者として二人まで、同時に申請することができる。また、同一技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする事は差し支えないが、他の工事を落札

したことにより、申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者については指名停止等の措置を行うことがある。

この工事の代表者、構成員 1 及び構成員 2 の配置予定技術者については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成26年2月20日付け農政第2999号）」による主任技術者の兼務を認めない。

- (8) この工事に係る次の施工計画書（作成要領は「施工計画書作成要領及び様式」による。）を作成し、その施工計画の内容が適正であること。

- ア 施工計画の概要
- イ 工事工程表
- ウ 建設発生土累計図
- エ 主要工事の施工計画（坑門工、面壁工、掘削工、補助工法）
- オ 施工計画概要図
- カ 施工設備平面図
- キ 施工設備計画
- ク 仮設備計画
- ケ 工程・品質・出来形管理計画
- コ 環境対策
- サ 安全対策
- シ 工事現場組織体制表

- (9) 総合評価方式に係る技術提案（以下「技術提案」という。）の内容が適正であること。なお、技術提案は、標準案（別冊図面及び別冊仕様書）での施工上の留意点に対するものとする。

- (10) 共同企業体結成に関する留意事項

- ア この入札公告における工事の入札に参加資格確認申請をした共同企業体の代表者及び構成員は、他の企業と共同企業体を結成し、この入札公告における工事の入札に参加資格確認申請をすることができない。
- イ 代表者は、2(7)アに掲げる代表者の要件を満たす者であって、出資比率が構成員のうち最も大きな者であること。また、出資比率は、代表者、構成員 1、構成員 2 の順に大きいものとする。
- ウ 構成員の出資比率は、20%以上とする。

### 3 総合評価方式に関する事項

- (1) 本工事の評価項目は、次のとおりとする。

ア 下記に示す技術提案の内容について評価する。

- (ア) 掘削時における安全な施工
- (イ) 覆工コンクリートの耐久性の向上
- (ウ) 安全管理対策
- (エ) 環境対策

イ 施工体制について評価する。

- (2) 総合評価の方法

ア 標準点

本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

イ 施工体制評価点及び加算点

上記(1)に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（詳細は、入札説明書による。）。

ウ 評価値

価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札参加者について、上記ア及びイにより得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価点をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

- (3) 施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求められることがある（詳細は、入札説明書による。）。

#### 4 落札者の決定方法

- (1) 入札参加者は、価格及び3(1)に示す評価項目の提案の内容をもって入札し、次のアからウの要件に該当する者のうち、3(2)によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限内で、発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限内であること。

イ 提案内容等が標準案を満たしていること。

ウ 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

- (2) (1)において、評価値の最も高いものが2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。なお、くじの日時及び場所については、発注者から指示する。

#### 5 実施上の注意事項

実際の施工に際しては、技術提案に基づく施工計画書により施工するものとするが、県との協議により、技術提案以上と認められるものについては、これに基づく施工を認める。

受注者の責により、技術提案以上の施工が行われない場合は、次の取扱いを行う（詳細は、入札説明書による。）。

ア 工事成績評定の減点措置

イ 違約金の徴収

#### 6 入札参加資格の確認手続

- (1) この工事の入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（甲）並びに構成員全員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しを添えて知事に提出し、入札参加資格の確認及び共同企業体資格の審査を受けなければならない。なお、平成26年度において石川県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められていない者にあつては、平成26年石川県告示による申請書も併せて提出しなければならない。

- (2) 申請書等の提出について

ア 申請書及び入札参加資格確認資料

結成された共同企業体の代表者又は当該代表者から委任された者が、電子入札システムにより、平成26年8月22日（金）午後5時までに提出すること。

書面による提出を希望する場合は、下記に電話又はメールにより申し込むこと。

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県農林水産部農業政策課技術管理室

電話 076-225-1617

E-Mail e210100@pref.ishikawa.lg.jp

イ 添付する書類

郵送（書留郵便に限る。）にて石川県農林水産部農業政策課技術管理室へ平成26年8月22日（金）までに提出（必着）すること。

(ア) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（甲）並びに構成員全員の直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

(イ) 同種工事の施工実績が確認できる請負契約書の写し

(ウ) 配置予定技術者等の資格及び工事経験が確認できる書類（主任（監理）技術者の資格及び免許書等並びに監理技術者にあつては国土交通大臣の登録を受けた講習の終了証明書、現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届、コリンズカルテ等）の写し

(エ) 業態調書

(オ) 2(8)に定めるこの工事の施工計画書

(カ) 2(9)に定める総合評価方式に係る技術資料

ウ 提出部数 1部

(3) 入札参加資格の確認結果の通知

ア 入札参加資格の確認は、2(3)に定める要件を除き、平成26年8月22日(金)現在の事実をもって行うものとする。

イ アの確認結果の通知は平成26年9月1日(月)に電子入札システムにて行う。

(4) 入札参加資格否認の理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、知事に対し、その理由の説明を求められることができる。

イ 理由の説明の請求は、平成26年9月11日(木)午後5時までに書面により行わなければならない。この場合、当該書面は、申請書等の提出場所に持参により提出すること(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

ウ 県は、イの書面提出があったときは、平成26年9月17日(水)までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7 入札説明書等の交付方法等

(1) 設計図書等の閲覧期間

平成26年7月25日(金)から同年8月22日(金)まで

(2) 設計図書及び入札説明書等の閲覧方法

入札情報システム(下記ホームページアドレス)の入札予定画面より本工事の設計図書及び入札説明書等(施工体制確認型総合評価方式説明書、総合評価方式に係る技術資料作成要領、施工計画書作成要領及び様式)をダウンロードすること。

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=1700000>

(3) 質問書の受付期間及び方法

知事に対して、文書で平成26年7月25日(金)から同年9月17日(水)までの期間内に郵送又は持参にて提出(必着、様式は任意)すること。

(4) 質問書に対する回答の閲覧期間及び場所

ア 閲覧期間 質問に対する回答の翌日から平成26年9月22日(月)まで

イ 閲覧場所 石川県農林水産部農業政策課技術管理室及び入札情報システムの入札予定画面  
なお、上記について書面による交付を希望する場合は、下記の電話又はメールにより申し込むこと。

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県農林水産部農業政策課技術管理室

電話 076-225-1617(内線4655)

E-Mail e210100@pref.ishikawa.lg.jp

8 入札手続

(1) 入札書の受付期間

電子入札システムにより、平成26年9月24日(水)午前9時から同月25日(木)午後5時までに入札書(見積内訳書添付)提出すること。

ただし、1(8)により発注者の承諾を得た場合は、紙により上記提出期限までに持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(2) 開札日及び開札場所

平成26年9月26日(金)午前10時 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎1411会議室

(3) 落札者決定予定日 平成26年10月27日(月)

本工事は、入札価格が予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、総合評価の最も高い者を落札候補者とする。

(4) 入札結果の公表

仮契約後、入札情報システムにおいて公表する。

9 入札保証金

免除する。

## 10 落札価格

落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 11 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、契約書案、土木部競争入札心得、設計図書等を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。  
この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な扱いは行わない。

## 12 入札の無効

入札参加資格のない者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、見積内訳書を提出しない者及び土木部競争入札心得に違反した者の入札は、無効とする。

なお、知事により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時において2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

## 13 契約の条件

## (1) 契約書の要否

落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内（当該期間内に県の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間）に契約書案による仮契約書を作成し、仮契約を締結しなければならない。

なお、この工事の契約締結については、事前に石川県議会の議決を要するので、当該仮契約は、石川県議会でこの工事の請負契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。

ただし、県は、当該議案が石川県議会で議決されなかった場合には、仮契約を無効とし、本契約を締結しない。  
また、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

- (2) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無  
無

## (3) 契約保証金

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67条）の規定により納付すること。ただし、同規則の規定により契約保証金に代えて担保を提供し又は納付の免除を受けることができる。

## (4) 工事代金の支払条件等

## ア 前払金の額

各会計年度における請負代金の支払限度額の10分の4以下に相当する額

## イ 部分払と中間前金払の選択

契約締結時に次に掲げる支払方法のいずれかを選択することができる。ただし、契約締結後において変更することはできない。

## (ア) 部分払

石川県財務規則第147条第2項に規定する回数とする。

## (イ) 中間前金払

各会計年度における請負代金の支払限度額10分の2以下に相当する額。

ただし、出来高予定額が200万円以上の基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

## 14 その他

- (1) 詳細は、入札説明書等による。
- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 平成26年度において石川県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められていない者も、6(1)により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、開札までに、平成26年石川県告示に基づく特定入札参加資格の認定を受けていなければならない。
- (4) 契約後V E方式に係る技術提案  
契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることがなく請負代金額の低

減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、県に提案することができる。この場合において、提案が適正と認められたときは、設計図書を変更し、必要があると認められるときは、請負代金額の変更を行うものとする。

## (5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

## (6) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある(詳細は、入札説明書等による。)

## (7) 入札事務における交渉の有無

無

## (8) この公告に記載のない事項については、国内法並びに石川県の条例、規則及び告示によるものとする。

## 15 問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県農林水産部農業政策課技術管理室

電 話 076-225-1617 (内線4655)

F A X 076-225-1891

## 16 Summary

## (1) Official in charge of awarding the contract

Masanori Tanimoto, Governor of Ishikawa Prefecture

## (2) Subject matter of the contract

Construction work of the Shiinoki・Kitaura Tunnel, Noto-Sotoura 4th area, the project of road improvement in wide area of farm villages.

## (3) Time-limit for submitting bidding applications

5:00 pm August 22 2014 (tenders brought with 5:00 pm August 22 2014 or submitted by mail 5:00 pm August 22 2014)

## (4) Other relevant documents for the qualification by mail

5:00 pm September 17 2014

## (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system

5:00 pm September 25 2014

## (6) Contact point for the notice

Agricultural Policy Division (Technical Management Office) Ishikawa Prefectural Government 1-1

Kuratsuki Kanazawa

920-8580 Japan Tel 076-225-1617 ex.4655 E-Mail e210100@pref.ishikawa.lg.jp

## 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、金沢市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年7月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 ( 航 空 写 真 撮 影 )	平成26年7月15日から 同年11月30日まで	金沢市都市計画区域及び内灘町全域

**選 挙 管 理 委 員 会****石川県選挙管理委員会告示第75号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成26年7月25日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
自由民主党石川県全管協ちんたい支部	小林 利 幸	石 野 茂	金沢市西念4-24-21	平成26年6月4日

(政党の支部以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
土本みのる後援会	土 本 稔	土 本 健 次	鹿島郡中能登町黒氏ヌ部42	平成26年6月2日
中川秀平後援会	中 川 秀 平	中 川 紀代美	鹿島郡中能登町井田な部62	平成26年6月12日
次世代の党 I N 石川	辻 史 朗	辻 史 朗	金沢市池田町丁4-303	平成26年6月27日

**石川県選挙管理委員会告示第76号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年7月25日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
民主党石川県第1総支部	会計責任者	麦 田 徹	石 坂 修 一	平成26年6月5日

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
東まさゆき後援会	代表者	南 康 博	中 清 二	平成26年6月12日
おかだ直樹後援会連合会	国会議員関係団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	平成26年6月26日

**石川県選挙管理委員会告示第77号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年7月25日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	解散届受理年月日
みんなの党石川県金沢市議会第1支部	平成26年6月4日

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	解散届受理年月日
内 灘 龍 馬 会	平成26年6月9日
徳 田 巖 後 援 会	平成26年6月30日

## 人 事 委 員 会

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十五日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第十二号

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則(平成十四年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「公益財団法人いしかわ農業人材機構」を「公益財団法人いしかわ農業総合支援機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、平成二十六年七月一日から適用する。